

フランスにおける言語政策 (1)

——19世紀まで——

長 沼 圭 一

1. はじめに

フランス語は現在世界の29ヶ国で公用語となっている¹⁾。フランスにおいてもフランス語は公用語の地位を占めているが、このことが憲法によって定められたのは1992年のことに過ぎない²⁾。

では、これまでフランスにおいては、どのようにして国内で使用される言語について整備を行ってきたのであろうか。フランス語に限らず、地域語も含め、フランスでの言語の使用に何が影響を与えてきたのであろうか。

2. 言語政策とは

まず、言語に影響を与えるものと言えば、「言語政策」というものが思い浮かぶであろう。では、「言語政策」とは一体何であろうか。西山 (2010) は以下のように定義している。

「言語政策」とは言語と社会をめぐる選択にかかわる理論や政策であり、現実の社会などに言語政策を導入する「言語計画」と区別される。人間は何らかの原理に基づき、言語の本体（コーパス）に介入することができるし、言語の地位（ステータス）や教育における位置づけにも介入することができる³⁾。

言語の本体への介入とは、言語の標準化、新語の取り扱い、綴字法、発音、文字などにかかわり、言語の地位への介入とは、ある言語を公用語などに定めることを意味するという⁴⁾。

また、カルヴェ (2000) は「言語政策」について、以下のように述べている。

言語や言語状況に対する人間の介入は最近のことではない。さまざまな人間が言語の正しい語法を定め、規範化し、言語形態に介入できるようになったのは、いまに始まったことではない。はるか昔から政治権力は特定の言語を優遇し、一言語のもとに国家を管理し、多数者に少数言語を押しつける選択を行ってきた。しかし、言語と社会の関連について重要な選択である「言語政策」および、その実践である「言語計画」という概念が生まれたのは近年のことであり、この二つの概念は昔からの実践を部分的にカバーしているにすぎない⁵⁾。

すなわち、言語に関する政治的操作は大昔から存在していたが、「言語政策」という概念自体は新しいものである。WOEHLING (2013) によると、1975年以前のフランスに「言語法」はほとんど存在しないとのことである⁶⁾。

以下では、フランス語以前から近代フランス語の時代まで、現在のフランス本土にあたる領地において、主に国や政府の介入により、言語の使用や地位に大きな影響が与えられたと考えられる出来事について取り上げることにする。

3. フランス語以前

現在フランスが位置する場所のはかつてガリアと呼ばれ、ケルト系の民族が住んでいた。紀元前50年にガリアはカエサル Jules César の征服によりローマ帝国の一部となり、ラテン語が使用されるようになる⁷⁾。その後、ゲルマン系民族が侵入し、481年、フランク族を統一したクロヴィス Clovis が王となる。この土地は末期ラテン語でフランキア Francia 「フランク族に占拠された地方」と呼ばれるようになり、現在の国名のフランス France に至っている⁸⁾。支配者であるフランク族は、元々の自分たちの言語ではなく、被支配民が用いていたラテン語を話すようになる。こうして、フランキアの言語は、ラテン語を中心に据えながらも、基層にケルト語、表層にゲルマン語を持つ独特の言語として進化していく⁹⁾。

ラテン語はその後長らく書き言葉として君臨することになるが、話し言葉は徐々に書き言葉のラテン語から乖離していく。現在大学の授業などで学ぶラテン語は古典ラテン語と呼ばれる書き言葉のラテン語であるが、民

衆の話すラテン語はそれとは異なり俗ラテン語と呼ばれて区別されている。さらにその話し言葉はもはやラテン語とは呼べないほどにまで変化しロマンス語と呼ばれるようになる¹⁰⁾。このロマンス語も地域によって独自の変化を遂げていき、イタロ・ロマンス語、イペロ・ロマンス語、ガロ・ロマンス語などと呼ばれるものに分岐していく。そして、イタロ・ロマンス語がイタリア語へ、イペロ・ロマンス語がスペイン語やポルトガル語へ、ガロ・ロマンス語がフランス語へと変化していくのである¹¹⁾。

4. 古フランス語

古フランス語 *ancien français* の時代は9世紀から13世紀である。9世紀初めには、教会の公用語であるラテン語は、もはや一般民衆には理解できなくなっていた。そんな中、813年、トゥールの宗教会議 *le concile de Tours* は、聖職者が説教をする際に、必要に応じて、ラテン語ではなく、日常語を用いるよう求めている¹²⁾。その内容は以下のようなものである。

…そして、信者たちがその内容をもっと簡単に理解できるように、(それぞれの司教が) これらの説教を俗ラテン語方言あるいは俗ゲルマン語方言に翻訳するべく努めるであろう¹³⁾。

すなわち、これはそれぞれの地域の言語の使用を勧めるものであり、必ずしもフランス語の使用に限ったものではなかった。

この時代に現在のフランスの言語について最も大きな影響を与えたと言えるものが、842年のストラスプールの誓約 *Serments de Strasbourg* であろう。これは現存するフランス語で書かれた最古の文献として有名である。カール大帝 (シャルルマーニュ *Charlemagne*) の息子である、ルートヴィヒ (ルイ) 1世 (ルイ敬虔王 *Louis le Pieux*) が3人の息子、ルートヴィヒ 2世 *Louis le Germanique*、ロターール 1世 *Lothaire*、シャルル 2世 *Charles le Chauve* にフランク王国を3分割 (東、中、西フランク王国) して与えたが、ルートヴィヒ 2世 (東フランク王) とシャルル 2世 (西フランク王) がロターール 1世 (中フランク王) に対抗するため立てた誓いがストラスプールの誓約である。この文書は、ラテン語、古フランス語、古ドイツ語の3言語でしたためられている。文献が全てラテン語で書かれていた当時、古フ

ランス語と古ドイツ語で書いた理由として、お互いに相手の兵士が理解できるように、ルートヴィヒ2世は古フランス語で、シャルル2世は古ドイツ語で書いた、と言われている¹⁴⁾。以下に、ストラズブールの誓約の古フランス語の箇所、およびその現代フランス語訳と日本語訳を挙げておく。

[原文からフランス語部分を抜萃]

Pro deo amur et pro chrstian pobro et nostro commun saluament, d'ist di en avant, in quant Deus savir et podir me dunat, si salvarai eo cist meon fradre Karlo, et in aiudha et in cadhuna cosa, si cum om per dreit son fradra salvar dift, in o quid il mi altresi fazet, et ab Ludher nul plaidd nunquam prindrai qui meon vol cist meon fradre Karle in damno sit. [中略]

Si Lodhuuigs sacrament, que son fradre Karlo iurat, conseruat, et Karlus meos sendra de suo part non lo suon tanit, si io returnar non l'int pois, ne io ne neüls cui eo returnar int pois, in nulla aiudha conra Lodhuuig non li iu er.

[Ferdinand Brunot, *Histoire de la langue française* による現代フランス語訳]

Pour l'amour de Dieu et pour le salut commun du peuple chrétien et le nôtre, à partir de ce jour, autant que Dieu m'en donne le savoir et le pouvoir, je soutiendrai mon frère Charles de mon aide et en toute chose, comme on doit justement soutenir son frère, à condition qu'il m'en fasse autant, et je ne prendrai jamais aucun arrangement avec Lothaire, qui, à ma volonté, soit au détriment de mon dit frère Charles. [中略]

Si Louis tient le serment qu'il a juré à son frère Charles, et que Charles, mon seigneur, de son côté n'observe pas le sien, au cas où je ne l'en pourrais détourner, je ne lui prêterai en cela aucun appui, ni moi ni nul que j'en pourrais détourner.

[日本語訳]

神の愛に誓い、そしてキリスト教徒と我らの共通の救いにかけて、今日より先、神が私に智恵と力を与えてくれるかぎり、私は、この私の弟シャルルを援助によって、そしてあらゆることについて、人が当然の義務によって自分の兄弟を守らなければならないように、彼が私に同じようにすることを条件に助けるであろう。そしてロテールとは、私の意志により、この私の弟シャルルに害になるような協定を決して

結ぶことはしない。[中略]

もし、ルートヴィヒが彼の弟シャルルに行なった誓約を守っており、一方、私の主君であるシャルルの側がそれを守らないとき、私がシャルルに考えを変えさせることができないならば、私も、私が考えを変えさせられることのできるだろう人の誰もが、ルートヴィヒに敵対し [この部分は原文にはあるがブリュノの現代語訳にはない]、シャルルを助けることはない¹⁵⁾。

しかしながら、実際にはシャルル2世の領地にも多くのドイツ語話者がいたし、逆にルートヴィヒ2世の領地にも多くのフランス語話者がいた。この誓約の意義は、フランスとドイツにおいて国家の概念と言語が強く結びついた最初の歴史的事象であるということである¹⁶⁾。すなわち、フランスにおいて初めて「国語」という概念が示されたということが非常に重要であると言える。

5. 中期フランス語

中期フランス語 *moyen français* の時代は14世紀から16世紀である。この時代に王国書記局の勅令や公文書に、ラテン語と並んで、フランス語が用いられるようになる¹⁷⁾。

この時代に最も注目すべきものはヴィレール・コトレの勅令 *Ordonnance de Villers-Cotterêts* であろう。ヴィレール・コトレの勅令は1539年8月15日、フランソワ1世 *François 1^{er}* により公布された。この勅令は、王国の司法関係のあらゆる文書にもっぱらフランス語を用いるべきことの規定が含まれており、フランス語を実質的な公用語として認めている。そのため、フランス語史において、最も重要な政府の文書と言われている¹⁸⁾。

実は、このヴィレール・コトレの勅令は段階を踏んで行なわれている。1510年6月にルイ12世 *Louis XII* が勅令を出す、それは以下のような内容である。

以下命ずる…今後あらゆる犯罪調書、調査は、それがどのような方法であろうとも、俗語で、その地方の言語でなされるよう…さもなければいかなる効果も価値もなきものとなろう¹⁹⁾

すなわち、この勅令は、トゥールの宗教会議と同様、フランス語というわけではなく、地方の言語の使用を求めるものである。このルイ12世の勅令を確認したフランソワ1世は、1531年、ニームで開催されたラングドック地方三部会の建言に答えて次のように述べている²⁰⁾。

ラングドック地方三部会の訴え出したところに抛れば、公証人は契約および諸々の取り決めを依頼主の言語とは違う言語、すなわちラテン語で書記すること。余、国王は、依頼者の日常使用せる言語を採用し書記すべき旨、ここにすべての公証人に命ずるものである²¹⁾。

フランソワ1世はここにおいて、ラテン語を廃止して地方の言語を使用させるという第一段階の操作を行なっている。そして、8年後の1539年にヴィレール・コトレの勅令を發布している。その第111条には以下のように記されている²²⁾。

…高等法院ならびに他の下級法院のすべての裁決および他のすべての手続き、記録簿、予審調書、契約、業務命令、裁判記録、執達書等、爾後、他の言語でなく、ことごとく母語なるフランス語にて申し伝え、記載し、当事者に交付されるべきことを、余、国王は欲するものである²³⁾

すなわち、今度は地方の言語を廃止してフランス語のみを使用させるという第二段階の操作が行なわれ、これによりフランス語化が完結するのである²⁴⁾。カトリック教会で使用されるラテン語が「父語」であるのに対し、フランス語を「母語」と位置づけたフランソワ1世の狙いは、フランス語をフランスの実質的な公用語と定めることにより、カトリック教会の勢力を退け、国王の権威を高めることであつたと考えられる²⁵⁾。

6. 古典フランス語

古典フランス語 *français classique* の時代は17世紀である。フランスにおいて17世紀はルイ14世 Louis XIV の世紀であり、古典主義が台頭していた。また、教育においては依然としてラテン語の地位が高かつた²⁶⁾。

1605年、マレルブ François de Malherbe が宮廷詩人としてパリにやってくる。マレルブは古語、新語、俗語、方言、専門用語などを排斥し、フランス語を純化することを目指していた。その徹底ぶりから、マレルブは否定博士 *Docteur en négative* の異名をとるようになる²⁷⁾。

この時代、その後のフランス語に影響を与えるような最も大きな出来事と言えば、アカデミーフランセーズ *Académie française* の登場であろう。アカデミーフランセーズは、リシュリユー Armand-Jean du Plessis de Richelieu の意図で、文学や言語を統制する国家機関として、ルイ13世 Louis XIII の勅許状を得て、1635年に誕生した²⁸⁾。アカデミーフランセーズの主な仕事の一つが辞書の出版であり、ヴォージュラ Claude Favre de Vaugelas らを中心に着手されるも、出版されたのはすでに60年近くたった1694年のことであった。しかしながら、この辞書は不評であり、その理由として以下の3つの点が挙げられる。社交人士 *honnêtes gens* の用語のみ集録していること、旧態依然たる綴り字であること、アルファベット順ではなく語族による分類で配列されていることである²⁹⁾。ヴォージュラは1647年に『フランス語注意書き』 *Remarques sur la langue française, utiles à ceux qui veulent bien parler et bien écrire* という文法書を著しているが、この文法書に集録されているのは、「よい慣用」 *le bon usage*、すなわち、宮廷とパリの上流階級の慣用であった³⁰⁾。古典主義の時代には、まさにこれこそが「理想的」フランス語とされていたのである。

7. 近代フランス語

近代フランス語 *français moderne* の時代は18世紀から19世紀である³¹⁾。この時代の歴史的背景として植民地の利権争いと交通網の発達が挙げられる³²⁾。フランス語はヨーロッパにおいてリングフランカの地位を占めており、トルコとドナウ川流域を除き、ヨーロッパの上流階級ではフランス語が広まっていた³³⁾。

1782年にベルリン・アカデミーが「*Qu'est-ce qui a fait de la langue française la langue universelle de l'Europe ?*」(「何がフランス語をヨーロッパの普遍的言語にしたのか。’)という論題で懸賞募集したのもこのような社会状況を反映してのことである。ここからリヴァロル Antoine de Rivarol のかの有名な言葉、「*Ce qui n'est pas clair n'est pas français*」(「明晰でない

ものはフランス語ではない) が生まれることになるのである。この言葉が登場するのは、1784年ドイツのシュヴァップ教授 Johan Kristof Schwab と一等賞を分け合ったリヴァロルの論文 « Discours sur l'universalité de la langue française » (「フランス語の普遍性を論ず」) の以下の部分である³⁴⁾。

...la syntaxe française est incorruptible. C'est de là que résulte cette admirable clarté, base éternelle de notre langue. Ce qui n'est pas clair n'est pas français ; ce qui n'est pas clair est encore anglais, italien, grec ou latin.

「…フランス語の統辞論は不朽不変である。我が国語の永遠の土台であるこのすばらしい明晰性は、それに由来するものである。明晰でないものはフランス語ではない。明晰でないものはやはり英語、イタリア語、ギリシア語あるいはラテン語である。」³⁵⁾

この文を見ればいかに当時フランス語が絶大な勢力を誇っていたかが想像できるであろう。

しかしながら、この時代に最も重要な出来事と言えば、やはり1789年に起こったフランス革命 *la Révolution française* であろう。フランスという国に変化をもたらしたことは言うまでもないが、フランス語にとっても大きな転換期となった。単一の国家として単一の言語を持つべきという理念から、フランス語は「国民の言語」となった。しかしながら、フランス革命の時代に、フランス語は10人のうち1人が話していたに過ぎず、4人のうち1人はフランス語をまったく知らなかったとされている。1790年にグレゴワール師 *Henri Grégoire* が行なった調査によると、大多数の住民は二言語併用者であり、パリ以外での一言語話者は、自分たちの方言しか話せなかったという³⁶⁾。

そんな中、1795年頃にはフランス語での教育が義務化され、新設の高等教育機関および国立の学校すべてにおいてこれが適用された³⁷⁾。しかしながら、当時はフランス語を教える能力のある教師が少なかったことから、教師にフランス語を学ばせるための師範学校 *écoles normales d'instituteurs* が創設されることとなった³⁸⁾。

さらに、1881年、1882年に施行されたフェリー法 *lois Ferry* により、初等教育が無料化、義務化、非宗教化される³⁹⁾。これによりフランス語はフランス全土で教えられることとなり、フランス革命当初の「一国家一言語」

の理想へと近づくこととなる。しかしながら、一方でこのような試みはフランス語以外の言語を排除するという方法がとられているため、後に地域語の復権の問題として大きな反動が返って来ることとなるのである。

8. おわりに

本稿では、近代フランス語の時代までのフランスにおける政府による言語的介入について概観を行なった。取り上げた出来事について以下に表にまとめる。

年	出来事
813	トゥールの宗教会議は聖職者に対してラテン語ではなく日常語で説教するよう命じる。
842	現存するフランス語で書かれた最古の文献であるストラスプールの誓約がシャルル2世とルートヴィヒ2世の間で交わされる。これによりフランスという国家とフランス語が結び付く。
1510	ルイ12世の勅令により公文書をラテン語ではなく地方の言語で書くことが求められる。
1531	フランソワ1世はニームでのラングドック地方三部会の建言に答えて、公文書をラテン語ではなく地方の言語で書くことを命じる。
1539	フランソワ1世はヴィレール・コトレの勅令を發布し、公文書を地方の言語ではなくフランス語で書くことを命じる。
1635	ルイ13世の勅許状を得てリシュリューの意図で文学や言語を統制する国家機関としてアカデミーフランセーズが設立される。
1790	フランス革命期に一国家一言語の理念のもとグレゴワール師がフランス語を普及させることを目的に言語調査を行なう。
1795頃	フランス語での教育が義務化される。
1881-1882	フェリー法により、初等教育が無料化、義務化、非宗教化される。

この表を見ると、前半は書き言葉においてラテン語から脱却することが意図されており、その代わりに用いられる言語はフランス語というわけではなく、地方の言語とされ、民衆が理解できることが優先されている。しかし、後半では、地方の言語ではなく、フランス語の使用が求められており、フランス語によって国家が統制されていく様子が窺える。

このように、19世紀までのフランスにおいては、公共の場での言語が

ラテン語からフランス語に徐々に置き換えられていることが分かる。しかし、決して忘れてはいけないことは、その間にも地方言語の存在があったということである。以降のフランスにおける言語政策は、フランス語と地域語、および後に世界のリングフランカに成長した英語との間で揺り動かされることとなる。

注

- 1) cf. 拙論, 2019, p. 181.
- 2) cf. 西山, 2010, p. 309; 渋谷, 2005, p. 251.
- 3) 西山, 2010, p. 308.
- 4) cf. 西山, 2010, pp. 308–309.
- 5) カルヴェ, 2000, p. 7.
- 6) WOEHLING, 2013, p. 71. また、フランスにおいて言語に関する法律がそれほど多くないことは渋谷 (2005, p. 251) でも指摘されている。
- 7) cf. 山田, 2003, pp. 1–2.
- 8) cf. 山田, 2003, pp. 3–5.
- 9) cf. 髭, 川島, 渡邊, 2010, p. 42; 石野, 2007, p. 4.
- 10) cf. 山田, 2003, pp. 9–11.
- 11) cf. ポズナー, 1997, pp. 16–17.
- 12) cf. 山田, 2003, p. 13.
- 13) ヴァルテール, 2006, p. 305.
- 14) cf. 山田, 2003, pp. 13–14.
- 15) 髭, 川島, 渡邊, 2010, pp. 46–47. ただし、対比のためにつけられていた番号は省略した。
- 16) cf. 髭, 川島, 渡邊, 2010, p. 46.
- 17) cf. 山田, 2003, p. 41.
- 18) cf. 山田, 2003, p. 72.
- 19) ヴァルテール, 2006, pp. 305–306.
- 20) cf. ヴァルテール, 2006, p. 298.
- 21) ヴァルテール, 2006, p. 298.
- 22) cf. ヴァルテール, 2006, p. 298.
- 23) ヴァルテール, 2006, p. 298.
- 24) cf. ヴァルテール, 2006, p. 298.
- 25) cf. ナドー, バーロウ, 2008, pp. 27–28.
- 26) cf. 山田, 2003, p. 109.

- 27) cf. 山田, 2003, p. 100.
- 28) cf. 山田, 2003, p. 102.
- 29) cf. 山田, 2003, p. 112.
- 30) cf. 山田, 2003, p. 104.
- 31) フランス語史における時代区分とその名称は主に山田 (2003) を参考にしている。山田 (2003) は近代フランス語に古典フランス語を含めているが、島岡 (1993) のようにこの2つを区別している場合もあり、本稿では便宜的に2つの時代を区別することとした。
- 32) cf. 山田, 2003, p. 131.
- 33) cf. 山田, 2003, p. 143.
- 34) cf. 山田, 2003, p. 142.
- 35) 山田, 2003, pp. 141-142.
- 36) cf. ヴァルテール, 2006, pp. 311-312.
- 37) cf. 山田, 2003, p. 163.
- 38) cf. ヴァルテール, 2006, p. 312.
- 39) cf. 山田, 2003, p. 175. なお、教育の無料化については1881年6月16日の法、義務化と非宗教化については1882年3月28日の法に記されている (cf. <http://www.senat.fr/evenement/archives/D42/juin1881.pdf>; <http://www.senat.fr/evenement/archives/D42/mars1882.pdf>)。

参考文献

- 石野好一 (2007) : 『フランス語を知る、ことばを考える』, 朝日出版社.
- ヴァルテール, アンリエット (2006) : 『西欧言語の歴史』 (平野和彦訳), 藤原書店.
- カルヴェ, ルイ=ジャン (2000) : 『言語政策とは何か』 (西山教行訳), 白水社.
- 渋谷謙次郎 (編) (2005) : 『欧州諸国の言語法』, 三元社.
- 島岡茂 (1993) : 『フランス語の歴史』 [第4版], 大学書林.
- 長沼圭一 (2019) : 「フランコフォニーとは何か (1) —フランス語は何ヶ国で話されているか—」, 『紀要 (言語・文学編)』, 第51号, 愛知県立大学外国語学部, pp. 171-182.
- ナドー, ジャン=ブノワ, ジュリー・バーロウ (2008) : 『フランス語のはなしもうひとつの国際共通語』 (立花英裕監修, 中尾ゆかり訳), 大修館書店.
- 西山教行 (2010) : 「言語政策」, 『現代フランス社会を知るための62章』, 明石書店, pp. 308-313.
- 髭郁彦, 川島浩一郎, 渡邊淳也 (2010) : 『フランス語学概論』, 駿河台出版社.
- ポズナー, レベッカ (1997) : 『ロマンス語入門』 [再版] (風間喜代三、長神悟

共訳), 大修館書店.

山田秀男 (2003): 『フランス語史』 [増補改訂版], 駿河台出版社.

WOEHLING, Jean-Marie (2013): « Histoire du droit des langues en France », *Histoire sociale des langues de France*, Presses universitaires de Rennes, pp. 71-88.

参照サイト

Sénat — Un site au service des citoyens

—Loi du 16 juin 1881 établissant la gratuité absolue de l'enseignement primaire dans les écoles publiques (<http://www.senat.fr/evenement/archives/D42/juin1881.pdf>) [2022年10月10日閲覧]

—Loi du 28 mars 1882 sur l'enseignement primaire obligatoire (<http://www.senat.fr/evenement/archives/D42/mars1882.pdf>) [2022年10月10日閲覧]